

個人情報保護法第 71 条等に係る委員会規則 の改正について

1 背景

我が国と E U との間においては、相互認証の枠組みが成立している。我が国が個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」又は単に「法」という。）第 28 条に基づき、E U を個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国（国又は地域）に指定（以下「外国指定」という。）し、E U が一般データ保護規則（以下「G D P R」という。）第 45 条に基づき、我が国に対して十分性認定を行うことにより、相互に円滑な個人データ移転が可能となっている。日英間においても同様の相互認証の枠組みが成立している。

個人情報保護法第 28 条第 1 項においては、外国にある第三者に対して個人データを提供する場合には、原則としてあらかじめ本人の同意が必要とされている。ただし、上記のとおり指定された外国の場合には、この限りではない。

外国指定の要件としては、個人情報保護法第 28 条第 1 項の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「委員会規則」という。）第 15 条において五つの判断基準等が定められている。

個人情報保護法においては、令和 3 年（2021 年）改正による官民一元化により、民間部門における規律（法第 4 章）に、公的部門における規律（法第 5 章）が追加されることとなり、個人情報取扱事業者による外国にある第三者への個人データの提供制限に係る規定（法第 28 条）に合わせ、行政機関等による外国にある第三者への保有個人情報の提供制限の規定（法第 71 条）が導入されている。

現在、日 E U 相互認証においては、官民一元化による個人情報保護法の適用範囲の拡大を踏まえ、G D P R に基づく E U の十分性認定の範囲の拡大に向けて協議を行っていることから、個人情報保護法第 71 条に基づく公的部門による越境移転に係る外国指定を可能とする規定の整備も必要となっている。

2 改正の趣旨

個人情報保護法の官民一元化に伴い、第 28 条第 1 項に基づく委員会規則第 15 条における現行の外国指定の要件に係る文言調整のための所要の改正を行うとともに、第 71 条第 1 項においても外国指定の要件を委員会規則で定めるとされていることから、委員会規則において同要件等を定める条の新設を行う。

3 改正案の概要

(1) 委員会規則第 15 条の改正について

個人情報保護法第 28 条に基づく、現行の委員会規則第 15 条第 1 項においては、外国指定の要件の一つとして、「法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること。」と規定されており、公的部門の規律への言及がない。これは、本規定を設けた当時（2019 年）の個人情報保護法の対象が民間部門のみだったことが背景にある。

個人情報保護法が官民一元化されたことに伴い、改正法に合わせて現行規定を「法第 4 章又は第 5 章の規定に相当する法令その他の定め」へ改正する。なお、委員会規則第 45 条の 2 においても同様に定める。

(2) 委員会規則第 45 条の 2 の新設について

個人情報保護法第 71 条に基づき、外国指定の要件として、法第 28 条に基づく委員会規則第 15 条と同旨の五つの判断基準を定める条文を新設する(第 1 項)。

あわせて、委員会規則第 15 条と同旨の外国指定要件に付随する規定を設けることとする。

4 今後の予定

本改正案について、今後 1 か月間の意見募集を行い、本年秋頃をめどに公布及び施行する。

参照条文

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（外国にある第三者への提供の制限）

第二十八条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2・3 （略）

（外国にある第三者への提供の制限）

第七十一条 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

2・3 （略）

○個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）（抄）

（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国）

第十五条 法第二十八条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。

一 法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること。

二 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること。

三～五 （略）

2～4 （略）